

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為及び不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）及び第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	ヤンマーアグリジャパン株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 小野寺 誠
本店所在地	大阪府大阪市北区鶴野町1-9
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

ヤンマーアグリジャパン株式会社が元請けとして施工した工事において、令和3年5月15日にコンクリートポンプ車を使用させて作業を行っていた際に、労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した。この件について、同社及び同社の従業員は同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなければならなかったのに、これを作成しなかったとして令和5年3月24日付けで労働安全衛生法違反により、岩内簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

また、このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和5年8月23日、近畿地方整備局長より、監督処分（指示処分）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和5年9月7日から令和5年10月6日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内

別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内